

姫路市心身障害者扶養共済制度扶助要綱

昭和45年 6月 1日制定

昭和48年 4月 1日改正

昭和53年 7月 1日改正

昭和54年11月 1日改正

平成14年 7月18日改正

平成27年12月28日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）に加入している者で、市内に住所を有するもの（以下「加入者」という。）に対し、予算の範囲内において、その掛金の一部を扶助することについて必要な事項を定めるものとする。

(掛金の扶助)

第2条 次の各号に掲げる加入者については、それぞれ当該各号に定める額を扶助するものとする。ただし、付加による加算掛金については扶助の対象としない。

- (1) 市民税を課せられている者がいない世帯に属する加入者 掛金の10分の3に相当する額
- (2) 市民税の所得割を課せられている者がいない世帯に属する加入者 掛金の10分の7に相当する額

2 前項本文の規定にかかわらず、次条の申請の日の属する年度の前年度に支給の決定を受けた者が、当該申請の日の属する年度の12月末までに当該扶助に対応する共済制度の掛金を完納せず、又は当該申請を行わない場合は、当該申請に対する扶助は行わない。

(扶助の申請)

第3条 扶助を受けようとする者は、毎年度、心身障害者扶養共済制度掛金扶助申請書（様式第1号）に当該年度の市民税課税状況を証する書類を添えて市長に提出

しなければならない。ただし、申請の日に当該年度の市民税課税状況を証する書類が得られないときは、前年度の市民税課税状況を証する書類を添えて提出することができる。

(扶助の決定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、審査の上扶助の適否について決定し、当該申請者に、心身障害者扶養共済制度掛金扶助決定（却下）通知書（様式第2号）により通知する。

(扶助の支給時期等)

第5条 扶助は、7月、11月及び翌年の3月にそれぞれ当月分までを支給する。

2 前条の規定により、扶助の支給の決定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対する扶助は、当該年の8月分から翌年の7月分までとする。ただし、新たに加入者となった受給資格者については、加入者となった日の属する月から支給する。

(未支払扶助の請求)

第6条 受給資格者が死亡した場合において、その者が扶助を受けるべきもので受けなかった扶助があるときは、当該死亡した者の相続人（相続人が2人以上あるときは、その代表者）に死亡した日の属する月までの分を支給する。

2 前項の規定により、未支払扶助を受けようとする者は、心身障害者扶養共済制度掛金扶助未支払請求書（様式第3号）により扶助の申請をするものとする。

(扶助の廃止)

第7条 市長は、受給資格者に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該受給資格者の扶助を廃止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市内に住居を有しなくなったとき。
- (3) その他、市長が扶助の必要がないと認めたとき。

2 受給資格者に前項第1号又は第2号に該当する事由が生じたときは、受給資格者（受給資格者が死亡したときは、その相続人）は、速やかに受給資格喪失届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(台帳の整備)

第8条 市長は、心身障害者扶養共済制度掛金扶助台帳を備え、受給資格者をこれに登載するとともに受給資格者の異動等について常に記録しておくものとする。

附 則

この要綱は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて、昭和52年度中に受給資格者となった者に対しては、第7条の規定に該当する者を除いて、昭和53年7月分までを支給する。資格者となった者に対しては、第7条の規定に該当する者を除いて、昭和55年7月分まで扶助を支給する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に姫路市心身障害者扶養共済制度扶助要綱第4条の規定に基づく平成14年度分の扶助の支給の決定を受けている者については、この要綱による改正後の姫路市心身障害者扶養共済制度扶助要綱第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱の規定は、平成28年1月1日以後に行われる申請等について適用し、同日前に行われた申請等については、なお従前の例による。